

令和7年度

定期予防接種のご案内

(注生) : 注射生ワクチン
 (経生) : 経口生ワクチン
 (不) : 不活化ワクチン

母子保健事業日程表・保健センター案内図は、表面をご覧ください。

裏

○予防接種は住民登録されている市町村で受けてください。○接種にあたり、予診票（あらかじめ記入しておいてください）、親子（母子）健康手帳、健康保険証等をご持参ください。
 ○対象者年齢の期間外に接種されると有料（自己負担）となり、また健康被害が生じた場合、国の補償の対象外となりますので、余裕をもって接種してください。

個別接種

個別接種は対象者年齢に気を付けて、各自委託医療機関で受けてください。

個別接種は、予防接種広域化事業により京都府内に限り一部市外のかかりつけ医でも接種することができます。ご希望の方は、必ず事前に保健センターに実施医療機関・接種方法等をお問い合わせください。

*事前に連絡された場合は、任意接種となり有料（自己負担）・国の補償の対象外となります。予防接種の対象者で、受診票をお持ちでない方は、あらかじめ保健センターにご連絡ください。

予防接種名	標準的な接種年齢（対象者）	回数	接種方法	備考
経生 ロタウイルス 感染症 どちらか一方 のワクチンで 接種を完了さ せてください	出生6週0日後から32週0日後まで (初回接種は生後2か月に至った日 から出生14週6日後まで)	3回	27日以上の間隔をあけて3回経口投与	新生児訪問時に予診票をお渡しします。 以下に該当する方は定期接種の対象となりません。 ・腸重積症の既往歴のあることが明らかな者 ・先天性消化管障害を有する者 (その治療が完了した者を除く) ・重症複合免疫不全症の所見が認められる者 原則としてロタテック又はロタリックスのいずれか同一の製剤で接種を完了させてください。
不 B型肝炎	1歳に至るまで	3回	(標準的には、生後2か月から9か月の間に接種) 1回目を接種後、27日以上の間隔をあけて2回目、 1回目の接種から139日以上の間隔をあけて 3回目を接種	新生児訪問時に予診票をお渡しします。 1回目の接種から3回目の接種を終えるまでには、おおよそ半年かかります。スケジュールをよくご確認いただき、1歳までに接種できるようにしてください。
不 小児用 肺炎球菌 ワクチン	生後2か月～7か月に至るまでに 接種開始した場合 (5歳に至るまで接種可能)	4回	(初回) 生後12か月までに27日以上の間隔で3回 *生後12か月を超えて2回目の接種を行った場合は、3回目の接種はできません。(追加接種は可) (追加) 3回目の接種から60日以上あけて、 かつ1歳以降に1回 *標準として生後12～15か月に至るまでの間に接種	
	生後7か月～12か月に至るまでに 接種開始した場合 (5歳に至るまで接種可能)	3回	(初回) 生後12か月までに27日以上の間隔で2回 *2回目は生後24か月に至るまでに実施する。 24か月を超える時は実施できません。 (追加接種は可) (追加) 2回目の接種から60日以上あけて、 かつ1歳以降に1回 *標準として生後12～15か月に至るまでの間に接種	新生児訪問時に予診票をお渡しします。 予防接種開始時期により、接種回数が違います。
	1歳～2歳に至るまでに接種開始した場合 (5歳に至るまで接種可能)	2回	60日以上の間隔で2回	
	2歳～5歳に至るまでに接種開始した場合		1回	
不 五種 混合 ジフテリア 百日咳 破傷風 不活化ポリオ ヒブ	生後2か月～7か月に至るまでに接種開始 (7歳6か月に至るまで接種可能)		1期初回 3回 (20日から56日までの間隔)	
	初回3回目終了後6か月～18か月の間 (7歳6か月に至るまで接種可能)		1期追加 1回	
不 四種 混合 ジフテリア 百日咳 破傷風 不活化ポリオ	生後2か月～12か月 (7歳6か月に至るまで接種可能)		1期初回 3回 (20日から56日までの間隔)	新生児訪問時に予診票をお渡しします。
	初回3回目終了後12～18か月の間 (7歳6か月に至るまで接種可能)		1期追加 1回	*五種混合は令和6年4月1日から定期接種となっています。 令和6年2月1日以降生の方には五種混合の予診票をお渡ししません。(四種混合、ヒブワクチンの受診票はお渡しません。 令和6年1月31日以前生まれで必要な方はお申し出ください。)
不 ヒブ(Hib) ワクチン	生後2か月～7か月に至るまでに 接種開始した場合 (5歳に至るまで接種可能)	4回	(初回) 27日～56日の間隔で3回 (追加) 3回目接種後、7～13か月の間に1回	
	生後7か月～1歳に至るまでに 接種開始した場合 (5歳に至るまで接種可能)	3回	(初回) 27日～56日の間隔で2回 (追加) 2回目の接種後、7～13か月の間に1回	
	1歳～5歳に至るまでに接種開始した場合		1回	
注生 結核 (BCG)	生後5か月～8か月 (1歳に至るまで接種可能)		1回	新生児訪問時に予診票をお渡しします。 ※接種は、町内の予防接種実施医療機関のみとなります。
注生 MR 麻しん 風しん	生後12か月～24か月に至るまで		1期 1回	新生児訪問時に予診票をお渡しします。
	小学校就学前1年間 (平成31年4月2日～令和2年4月1日生の方)		2期 1回	小学校就学前年の4月に予診票を郵送します。
注生 水痘 (みずぼうそう)	生後12か月～36か月に至るまで	2回	(初回) 生後12か月～15か月に至るまでに1回接種 (追加) 初回接種から3か月以上あけて1回接種 標準として6～12か月の間に接種	新生児訪問時に予診票をお渡しします。
不 日本脳炎 基礎 免疫	3歳 (7歳6か月に至るまで接種可能)		1期初回 2回 (6日から28日までの間隔)	* 新生児訪問時に1期3回分の受診票をお渡しします。 *9歳頃に2期1回分の受診票を郵送します。
	4歳 (7歳6か月に至るまで接種可能)		1期追加 1回 (1期初回終了からおおむね1年後)	《特例対象者(平成7年4月2日～19年4月1日生)の方》 *日本脳炎の予防接種を十分に(1期、2期合わせて計4回)接種できていない方は、特例措置として20歳未満までの間に接種ができます。接種を希望される方は母子健康手帳等で接種を状況を確認したうえで保健センターまで申し込んでください。
不 二種混合 ジフテリア 破傷風	9歳 (9歳～13歳未満まで接種可能)		2期 1回	11歳頃に予診票を郵送します。
不 HPVワクチン (ヒトパピローマ ウイルス感染症) (2価、4価、9価)	11歳 (11歳～13歳未満まで接種可能)		2期 1回	13歳頃に予診票を郵送します。
	13歳となる日の属する年度の 初日から末日までの間にある女子 (小学6年～高校1年相当の女子)		(接種が完了するには、 1回目から3回目の接種まで6か月間かかります)	*小学6年の方で接種を希望される場合や転入された方、接種券の再発行をご希望の方は、保健センター(82-3385)までご連絡ください。
	【キャッチャップ接種】 平成9年度～平成20年度生まれの女子 *令和7年3月末までに1回以上接種した方 は、令和8年3月末まで公費で接種できます	3回	*9価ワクチンのみ、1回目を15歳に至るまでに接種 した場合、5か月以上の間隔をおいて2回目の接種する ことで完了させることができます。	対象の方には既に予診票をお送りしています。 *転入された方、予診票の再発行をご希望の方は、保健センター(82-3385)までご連絡ください。



*予防接種の年齢解釈について
「至るまで」「〇歳未満」： 対象年齢の前日

例 1歳(12か月)に至るまで→1歳の誕生日の前日まで
7か月に至るまで→生後7か月になる日の前日まで

出生●週●日：生まれた日の翌日から起算して、生まれた日の翌日を〇週1日後と考えます。

*長期療養特例措置：定期予防接種の対象であった期間に、長期にわたり重篤な疾患有かっていたことが理由で、
予防接種ができなかった場合に限って、定められた接種の対象年齢を越えていても定期予防接種を受けることができます
(予防接種により年齢制限があります。)

なお、申請には医師の意見書が必要です。該当する疾患有詳しくは保健センターにお問い合わせください。

*予防接種助成について：里帰りや治療などで京都府外の医療機関で接種することを希望されている方は、事前にご相談ください。

異なるワクチンの接種間隔

